⑵　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、本入札公告において入札期限までに申請できる配置予定技術者は１名とし、２名以上申請した場合は、入札を無効とする。

ただし、配置予定技術者の資格等に関する資料は入札期限までに提出すること。（入札説明書参照）

ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⓑ　平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑴ⓔ１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、上記⑴ⓔ１）及び２）は、同一工事の経験であること。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

ⓒ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

ⓔ　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐから⒠までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　配置予定技術者の資格等に関する資料は、入札期限までに提出すること。

３　一次審査に関する事項（一次審査）

一次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。

⑴　施工能力等

１）企業の施工能力　３点

㋐　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の有無　１点

㋑　「労務費見積り尊重宣言」の有無　１点

㋒　カーボンニュートラルに関する取組実績の有無　１点

２）技術提案　20点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「生産性向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１

ⓐ　破砕帯区間（№７～10）における支保工の性能・機能の確保に留意した施工上の工夫とその効果

ⓑ　破砕帯区間（№７～10）における支保工の施工時の効率化、省力化による施工上の工夫とその効果

⑵　上記⑴による上位６者以外の競争参加者について、下記３）及び４）を加えたすべての項目の合計点にて上位２者を選抜する。

３）段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数　３点

４）同工種工事の受注件数　２点

４　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項（二次審査）　一次審査において選抜された者を対象に実施する。

ただし、通常選抜者及び追加選抜者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

１）技術提案　60点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」、「生産性向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１

ⓐ　破砕帯区間（№７～10）における支保工の性能・機能の確保に留意した施工上の工夫とその効果

ⓑ　破砕帯区間（№７～10）における支保工の施工時の効率化、省力化による施工上の工夫とその効果

指定テーマ２

ⓐ　坑口付近における覆工コンクリートの性能・機能の確保に留意した施工上の工夫とその効果

ⓑ　坑口付近における覆工コンクリートの施工時の効率化、省力化による施工上の工夫とその効果

また、技術評価項目のうち、二次審査で技術提案書の提出を求めるのは指定テーマ２のみとし、一次審査で審査された指定テーマ１の評価点を加えた合計点にて審査を行う。

二次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。

２）「賃上げ評価」　４点

従業員への賃金引き上げ計画を表明した企業等について評価する。

３）「ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度」　１点

ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度で認定された企業等について評価する。

４）施工体制　30点

㋐　施工体制確保の確実性

㋑　品質確保の実効性

５）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　上記１）から４）までの内容が適正であること。

㋒　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、指定テーマ１及び指定テーマ２についての評価の配点はそれぞれ20点：40点とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

ⓑ　「賃上げ評価」については、賃上げの実施を表明すれば４点を与える。

ⓒ　「ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度」については、ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度の認定があれば１点を与える。